

砺波市農業委員会 1 2 月総会議事録

開催日時 令和6年12月5日(木)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 大ホール

出席した委員 25名

1番	西原 登	15番	飯田 輝一
2番	堀田 敬三	16番	飯田 真紀
3番	吉田 一馬	17番	亀永 理恵
4番	柴田 泰利	19番	中村 栄克
6番	前野 久	20番	満保 雅春
7番	石田 智久	21番	今井 久人
8番	鴨井 克之	22番	松原 光雄
9番	川邊 洋	23番	黒田 英嗣
10番	舘 和香子	26番	源通 一郎
11番	樋掛 雅彦	27番	齋藤 徹
12番	田嶋 和樹	28番	片山 雅喜
13番	森田 修	29番	水野 勢津子
14番	松浦 正一		

欠席した委員 4名

5番	林 政樹	24番	山本 渉
18番	土田 英雄	25番	小幡 直也

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 小西 啓介 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生

付議案件

議事

- 1) 議案第26号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 3) 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について
- 4) 議案第29号 砺波市農用地利用集積計画（第134次）の協議に対しての意見決定について

協議

- 1) 協議事項1号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第3号 農業経営改善計画の認定等について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和6年度・砺波市農業委員会12月総会」を開会いたします。
会議に先立ちまして、川邊会長が開会の挨拶を申し上げます。

会長 ご苦労様です。師走に入りなにかと慌ただしい季節となりましたが、今日の総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。
さて、11月27・28日に全国農業委員会代表者集会在東京で開催され、参加してきました。その中で、新たな食料・農業・農村基本計画と令和7年度の農業関係予算に関する要請決議というものを行ってきました。内容は大きく4つございまして、1つ目は食料安全保障の強化と施策の具体化、2つ目は農地対策の強化、3つ目は経営人材対策の強化、4つ目は農村対策の強化といったものです。詳細については今後県の農業会議の方から伝わってくると思いますのでまたご確認ください。簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中25名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。
この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号10番 館 和香子委員・議席番号11番 樋掛雅彦委員をお願いいたします。
それでは、議事に入ります。「議案第26号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。

今月の案件は、3件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1は、隣接農地の所有者である譲受人が申請地と一体として利用するため譲り受けるものです。番号2と3は、これまで申請地を借り受けて耕作していた譲受人が今後も農地として利用するため譲り受けるものです。譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第26号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1番について、譲受人は自宅横の農地を自作していましたが、一部が自己所有地ではないことがわかり所有者から譲り受けることとなったものです。これまでと同様に農地として利用します。ご承認よろしく願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　鴨井委員、どうぞ。

鴨井委員 　　2番について、譲受人は申請地を耕作しており今回譲渡人から譲り受けるものです。今後も引き続き耕作していきます。ご承認よろしく願います。

川邊委員
(議長) 　　3番について、耕作者である担い手農家へ譲り渡すものです。今後も引き続き農地として利用されます。ご承認よろしく願います。

議長 　　他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第26号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第27号 農地法第5条第1項の規定による所有権
移転転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は4件でございます。

(議案書番号1朗読)

転用案件別添資料の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。
申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」
になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。建設業
を営む申請者は、南砺市で建設が進められている利賀ダム工事の従業員の
宿泊場所を確保するため、生活の利便性が高い申請地にてシェアハウスを
計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添資料の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。
申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」
になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。申請者
の現在の住まいは砺波警察署の移転先となったことから、現在の住まいを
立ち退き、申請地にて新たに住宅を計画しています。

(議案書番号3朗読)

別添資料の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。
申請地は市街化傾向区域内にあり、農地区分は「第2種」になります。農
地転用の許可基準は、「代替可能性勘案の必要なし」に該当します。申請者
は住宅の増築を計画していますが、前面道路の幅員が建築基準法の道路接道
要件を満たさないことから、道路を拡幅する計画です。

(議案書番号4朗読)

別添資料の16ページから20ページまでと併せてご覧ください。

申請地は低生産性集団農地であり、農地区分は「第2種」になります。農地転用の許可基準は、「代替可能性勘案の必要なし」に該当します。申請者は以前から賃貸借している格納庫敷地が農地のままであることが分かり、是正を図ります。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第27号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1番について、利賀ダム建設工事に携わる譲受人が、従業員の宿泊設備確保のため申請されたものです。県外の事業者であることから、砺波インターとの接続等交通の利便性が高い申請地において計画しています。ご承認よろしく願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　黒田委員、どうぞ。

黒田委員 　　4番について、譲受人が使用している格納庫の敷地の一部が農地であることがわかったため是正するものです。地元の関係各所の同意も得ています。ご承認よろしく願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　西原委員、どうぞ。

西原委員 　　3番について、住宅の増築工事を計画するにあたり建築基準法上の接道要件に支障があったため、農地の一部を道路拡幅用地として譲り受けることとなったものです。ご承認よろしく願います。

川邊委員
（議長） 　　2番について、砺波警察署の移転にあたり住まいを移すこととなったため、現在の住居から近い申請地を譲り受け住宅を新築するものです。近隣の方や土地改良区等関係者の同意も得ています。ご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第27号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第28号 農地法第5条第1項の規定による賃借
権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より
説明願います。

事 務 局 議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の21ページから25ページまでと併せてご覧ください。

申請地は公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。
農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は、
譲受人の実家に隣接しており、これから地域農業の担い手としての役割や
子育てなどを踏まえ、住宅の建築を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第28号」につきまして、
ご質問等がありましたら、挙手願います。

(「なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第28号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第29号 砺波市農用地利用集積計画・第134次の協議
に対しての意見決定について」、事務局より説明願います。

- 事務局 議案書の4ページから6ページをお願いします。
10月末に締め切りの農地中間管理事業の農地貸付者は、18件、51筆、約11.3haの申し込みがありました。別添の集積・配分の集計、耕作者を含めた利用権設定の一覧もあわせてご確認ください。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。
- 議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第29号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

(「なし」の声あり)
- 議長 ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第29号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)
- 議長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項1号 農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。
- 事務局 議案書の7ページをお願いします。
令和6年10月に受け付けた農振除外の願出は2件となっております。

(除外案件番号1朗読)

除外案件別添資料の1ページから5ページまでと併せてお願いします。
譲受人は、市街地周辺で共同住宅1棟14室を計画しています。

(除外案件番号2朗読)

別添資料の6ページから10ページまでと併せてお願いします。
譲受人は、土石販売業を営んでおり、資材置き場が不足しているため、事業地の拡張を計画しています。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。
- 議長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 西原委員、どうぞ。

西原委員 1番について、共同住宅及びその駐車場として申請されたものです。隣接する宅地と一体として計画されています。ご承認よろしく申し上げます。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 松浦委員、どうぞ。

松浦委員 2番について、現在の敷地が手狭となり、駐車スペースや資材置き場が混在している状態であることから、事業敷地を拡張し解消する計画です。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号から報告第3号について、事務局より説明願います。

事 務 局 (報告第1号・第2号・第3号説明)

議 長 ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会14:30)